

# 社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sup>財団</sup>済生会 役員及び評議員報酬規程

平成29年 6月21日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sup>財団</sup>済生会（以下、「本会」という。）定款第11条及び27条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（本会事務局において常時勤務する役員）については、報酬（俸給及び地域手当）、賞与、退職金、通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。ただし、非常勤役員等から報酬の受領を辞退する申出があった場合、これを支給しない。
- (3) 非常勤役員であって、本会の支部・施設の役職員である者については、この規程に基づく報酬は支給しない。

2 常勤役員に対する退職金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族（労働基準法施行規則に定める者）に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、国家公務員の給与に関する事項を定めた「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号。以下、「一般職給与法」という。）を準用して定める額（別表第1）
- (2) 賞与については、一般職給与法を準用して定める額（別表第2）
- (3) 退職金については、本会退職手当等事業規程に基づき定める額（別表第3）
- (4) 通勤手当については、一般職給与法を準用して定める額（別表第4）

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第5に定める額
- (2) 職務のために要する費用（旅費）については、別表第6に定める額を弁償する

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、原則として、毎月17日とする。ただし、その日が休日に当たるとき及び金融機関の休日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日とする。
  - (2) 賞与については、原則として、毎年6月及び12月とする。
  - (3) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退任後1か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途に置ける就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げて計算する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

なお、従前の役員報酬規程(平成23年2月1日制定)は、これを廃止する。

別表第1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額（月額）	
	俸給	地域手当
理事長	指定職俸給表8号俸の俸給月額	一般職給与法に基づく地域手当に準じた額
理事	指定職俸給表5号俸の俸給月額	

別表第2（常勤役員の賞与）

6月の賞与	一般職給与法に基づく期末手当に準じた額
12月の賞与	

別表第3（常勤役員の退職金算定方式）

$\text{退任月以前の120か月}^{\ast} \text{の平均報酬月額} \times \text{在任期間に応じた支給率}$
--

※ 在任期間が120か月に満たない場合は、その在任期間

別表第4（常勤役員の通勤手当）

理事のみ	一般職給与法に基づく通勤手当に準じた額
------	---------------------

別表第5（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会等会議への出席	2万円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	2万円

(3) 監事

	日額
理事会等会議への出席	2万円
監事監査等への出席	2万円

別表第6（旅費）

交通費	鉄道、航空運賃等の往復分
宿泊費	一泊14,800円 <sup>※</sup>

※ 実費がこれを超える場合は、その実費相当額を別途支払う。